

令和4年清瀬市議会第4回定例会

市長提出議案

議案番号	議 案 名 等	概 要	議 決 日 結 果																																																																					
議 案 第 7 4 号	令和4年度清瀬市一般会計補正予算(第7号)	<p>市職員の人件費等の調整のため、補正予算を編成するものです。</p> <p>主な内容</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 75%;">現予算額</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">357億3,842万6千円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>歳入歳出補正予算額</td> <td style="text-align: right;">744万1千円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>補正後予算額</td> <td style="text-align: right;">357億4,586万7千円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>歳入</td> <td style="text-align: right;">744万1千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>繰越金(財政調整基金繰入)</td> <td style="text-align: right;">744万1千円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>歳出</td> <td style="text-align: right;">744万1千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>歳出内訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1) 議会費</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ア 議会事務局事業</td> <td style="text-align: right;">744万1千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(議員報酬、議員1名分の増額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 職員人件費</td> <td style="text-align: right;">140万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 総務費</td> <td style="text-align: right;">▲4,140万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ア 職員人件費</td> <td style="text-align: right;">▲4,140万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 民生費</td> <td style="text-align: right;">▲1,450万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ア 職員人件費</td> <td style="text-align: right;">▲1,450万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4) 衛生費</td> <td style="text-align: right;">5,250万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ア 職員人件費</td> <td style="text-align: right;">5,250万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5) 商工費</td> <td style="text-align: right;">220万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ア 職員人件費</td> <td style="text-align: right;">220万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(6) 土木費</td> <td style="text-align: right;">▲620万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ア 職員人件費</td> <td style="text-align: right;">▲620万円</td> </tr> </table>	1	現予算額	357億3,842万6千円	2	歳入歳出補正予算額	744万1千円	3	補正後予算額	357億4,586万7千円				4	歳入	744万1千円		繰越金(財政調整基金繰入)	744万1千円				5	歳出	744万1千円		歳出内訳			(1) 議会費			ア 議会事務局事業	744万1千円			(議員報酬、議員1名分の増額)		イ 職員人件費	140万円		(2) 総務費	▲4,140万円		ア 職員人件費	▲4,140万円		(3) 民生費	▲1,450万円		ア 職員人件費	▲1,450万円		(4) 衛生費	5,250万円		ア 職員人件費	5,250万円		(5) 商工費	220万円		ア 職員人件費	220万円		(6) 土木費	▲620万円		ア 職員人件費	▲620万円	1 1 月 3 0 日 可 決
1	現予算額	357億3,842万6千円																																																																						
2	歳入歳出補正予算額	744万1千円																																																																						
3	補正後予算額	357億4,586万7千円																																																																						
4	歳入	744万1千円																																																																						
	繰越金(財政調整基金繰入)	744万1千円																																																																						
5	歳出	744万1千円																																																																						
	歳出内訳																																																																							
	(1) 議会費																																																																							
	ア 議会事務局事業	744万1千円																																																																						
		(議員報酬、議員1名分の増額)																																																																						
	イ 職員人件費	140万円																																																																						
	(2) 総務費	▲4,140万円																																																																						
	ア 職員人件費	▲4,140万円																																																																						
	(3) 民生費	▲1,450万円																																																																						
	ア 職員人件費	▲1,450万円																																																																						
	(4) 衛生費	5,250万円																																																																						
	ア 職員人件費	5,250万円																																																																						
	(5) 商工費	220万円																																																																						
	ア 職員人件費	220万円																																																																						
	(6) 土木費	▲620万円																																																																						
	ア 職員人件費	▲620万円																																																																						

		(7) 教育費 ア 職員人件費	600 万円 600 万円	
			財政課所管	
議 案 第 75 号	令和 4 年度清瀬市一般会計補正予 算 (第 8 号)	補正前の歳入歳出総額 補正後の歳入歳出総額 歳入総額 主なもの 国庫支出金 都支出金 繰入金 歳出総額 主なもの 総務費 民生費 商工費 土木費 消防費 教育費 予備費	35,745,867 千円 35,739,031 千円 ▲6,836 千円 65,452 千円 ▲150,089 千円 77,801 千円 ▲6,836 千円 16,755 千円 ▲122,260 千円 2,550 千円 10,019 千円 ▲29,939 千円 111,869 千円 4,170 千円	1 2 月 2 0 日 可 決
			財政課所管	
議 案 第 76 号	令和 4 年度清瀬市後期高齢者医療 特別会計補正予算 (第 2 号)	市職員の人件費の調整のため、補正予算を編成するもの です。 主な内容 1 現予算額 2 歳入歳出補正予算額 3 補正後予算額 4 歳入 一般会計繰入金 5 歳出 歳出内訳 (1) 総務費 職員人件費	22 億 5,120 万円 100 万円 22 億 5,220 万円 100 万円 100 万円 100 万円 100 万円	1 1 月 3 0 日 可 決
			保険年金課所管	

<p>議 案 第 77 号</p>	<p>令和4年度清瀬市下水道事業会計 補正予算（第1号）</p>	<p>市職員の人件費の調整のため、補正予算を編成するもので、歳出予算のみを補正するものです。</p> <p>主な内容</p> <table border="0"> <tr> <td>1 歳出</td> <td>280 万円</td> </tr> <tr> <td>歳出内訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（1）下水道事業費用</td> <td>280 万円</td> </tr> <tr> <td>営業費用</td> <td>280 万円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">下水道課所管</p>	1 歳出	280 万円	歳出内訳		（1）下水道事業費用	280 万円	営業費用	280 万円	<p>1 1 月 3 0 日 可 決</p>
1 歳出	280 万円										
歳出内訳											
（1）下水道事業費用	280 万円										
営業費用	280 万円										
<p>議 案 第 78 号</p>	<p>清瀬市個人情報保護法施行条例</p>	<p>令和3年5月に制定された「個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律」が、令和5年4月1日に施行されることにより、同法の第5章(第60条から第129条まで)は、清瀬市をはじめ全国の地方公共団体等の個人情報の取扱いに適用されます。</p> <p>この法律の適用により、個人情報保護をはじめ、個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求等の措置は、全て同法律を根拠として執行されることとなります。</p> <p>同法の規定等では、運用する地方公共団体が条例で規定することで開示手数料、開示決定期間等を法律とは別途に規定できるため、新たに法の施行条例を制定するものです。</p> <p>なお、新たに法律の適用において、「清瀬市個人情報の保護に関する条例」を廃止し、3つの条例を一部改正する必要があることから、この条例の附則において措置するものです。</p> <p>主な規定内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法が規定する300円の開示手数料を、市は無償とする。 2 法が規定する30日の開示決定期間を、市は14日に短縮して開示する。 3 個人情報の運用に係る重要事項を清瀬市情報公開・個人情報保護審議会に諮問できるようにする。 4 個人情報保護制度の運用状況を年1回、公表する。 5 不当な個人情報の提供等に対する罰則として、条例に規定された罰則に対応する内容を附則で規定する。 6 法律を適用させる調整として、条例の附則において清瀬市個人情報の保護に関する条例を廃止し、清瀬市情報公開条例、清瀬市行政不服審査会の設置及び運営に関する条例及び清瀬市公の施設の指定管理者の指定手続等に 	<p>1 2 月 2 0 日 可 決</p>								

		<p>関する条例を一部改正する。</p> <p style="text-align: right;">総務課、未来創造課所管</p>	
議案 第79号	清瀬市しあわせ未来センター条例	<p>大規模改修中の清瀬市健康センターは、令和5年5月に「清瀬市しあわせ未来センター」としてリニューアルオープンします。</p> <p>この施設には、子育て世代包括支援センター、子ども家庭支援センター、健康センター、教育支援センター及び教育相談室の事務的機能をもたせた執務室のほか、公の施設としてフィットネスルーム及びクッキングスタジオを設置し、市民が有意義に利用できる施設とします。</p> <p>この「清瀬市しあわせ未来センター」の開設にあたり、開館日をはじめ公の施設の利用等に必要な規定を設ける必要から、新たに条例を制定するものです。</p> <p>主な規定内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各施設及び事業内容を規定します。 2 開館日及び休館日を規定します。 3 フィットネスルーム及びクッキングスタジオを公の施設として市民が利用できるよう使用申請及び承認、使用料金等を規定します。 4 新規条例の制定に伴う調整として、この条例の附則において清瀬市健康センター条例を廃止し、清瀬市児童センター条例を一部改正します。 <p style="text-align: right;">未来創造課、健康推進課、生涯学習スポーツ課所管</p>	12月20日 可決
議案 第80号	清瀬市議会議員及び清瀬市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	<p>公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）の施行により、清瀬市議会議員及び清瀬市長の選挙候補者に支出する自動車の使用、ビラ及びポスターの作成に対する公費負担の額を改定するため、一部改正するものです。</p> <p>主な改定内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動車の使用の公費負担額 借入れ 「15,800円」を「16,100円」に改定 燃料供給 「7,560円」を「7,700円」に改定 2 ビラの作成の公費負担額 「7.51円」を「7.73円」に改定 3 ポスター作成の公費負担額 	12月20日 可決

		<p>加算額 「310,500円」を「316,250円」に改定 1枚当たり 「525.06円」を「541.31円」に改定</p> <p>選挙管理委員会事務局所管</p>	
議案 第81号	清瀬市組織条例の一部を改正する 条例	<p>令和5年4月1日を目途に清瀬市の組織を改正します。 これに伴い、「部」の名称及び「部」の分掌事務を一部改正 するものです。</p> <p>主な改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「地域振興部」を新設 2 「企画部」を「経営政策部」に改正 3 「福祉・子ども部」を「福祉子ども部」に改正 <p>※その他、課の移管等も考慮し、「部」の分掌事務を改正す るものです。</p> <p>未来創造課所管</p>	12月20日 可決
議案 第82号	公益的法人等への清瀬市職員の派 遣等に関する条例の一部を改正す る条例	<p>公益的法人等にあたる清瀬商工会の組織の活性化と、市 職員のスキルアップを目的とし、市職員を同会へ派遣等 できるよう規定するため、一部改正するものです。</p> <p>職員課所管</p>	12月20日 可決
議案 第83号	清瀬市立学童クラブ条例の一部を 改正する条例	<p>清瀬市コミュニティハウスの廃止により、同施設の一部 を活用して市立学童クラブを1クラブ増設する一部改正を するものです。併せて、現在設置している市立清瀬小第2 学童クラブの位置及び定員を改める一部改正をするもの です。</p> <p>なお、この条例の附則において、清瀬市コミュニティハ ウス設置条例を廃止します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新設する市立学童クラブ 名 称 清瀬市立清瀬小第3学童クラブ 位 置 東京都清瀬市中里五丁目624番地 2 市立学童クラブの位置改正 清瀬市立清瀬小第2学童クラブの位置を上記新 設学童クラブと同位置とし、定員の増加をします。 <p>生涯学習スポーツ課、教育指導課所管</p>	12月20日 可決

<p>議 案 第 84 号</p>	<p>清瀬市営住宅条例の一部を改正する条例</p>	<p>パートナーシップ関係にある相手方を市営住宅の入居資格がある者として措置できるよう、一部改正するものです。</p> <p>また、入居者の所得状況の申告期限を弾力的に運用できるようにすると共に、この条例の附則において清瀬市高齢者住宅でもパートナーシップ関係にある相手方を入居資格がある者として措置できるよう、清瀬市高齢者住宅条例を一部改正します。</p> <p style="text-align: right;">都市計画課、福祉総務課所管</p>	<p>12月20日 可 決</p>
<p>議 案 第 85 号</p>	<p>清瀬市立公園条例の一部を改正する条例</p>	<p>新たに2つの公園を都市公園に指定し、1つの都市公園の指定を解除するため、一部を改正するものです。</p> <p>1 指定する都市公園の名称及び位置等</p> <p>名 称 清瀬市立中清戸つばき児童遊園</p> <p>位 置 清瀬市中清戸四丁目 931 番 15 (消防団第2分団詰所東側)</p> <p>面 積 229.86 m²</p> <p>名 称 清瀬市立中里山戸公園</p> <p>位 置 清瀬市中里三丁目 966 番 1 (中里富士山東側)</p> <p>面 積 1610.34 m²</p> <p>2 廃止する都市公園の名称及び位置等</p> <p>名 称 清瀬市立旭が丘広場公園</p> <p>位 置 清瀬市旭が丘五丁目 922 番 1 (西武バス旭が丘団地終点折返場北西側)</p> <p style="text-align: right;">水と緑と公園課所管</p>	<p>12月20日 可 決</p>
<p>議 案 第 86 号</p>	<p>清瀬市道の路線の認定について</p>	<p>開発による無償譲渡受け入れにより、新たに市道の路線を認定するものです。</p> <p>認定路線</p> <p>1 清瀬市道 2222 号線 (上清戸一丁目、清瀬市障害者福祉センター西側)</p> <p style="text-align: right;">道路交通課所管</p>	<p>12月20日 承 認</p>
<p>議 案 第 87 号</p>	<p>清瀬市多世代交流施設の指定管理者の指定について</p>	<p>清瀬市多世代交流施設の設置目的をより効果的に達成するため、地域団体を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、</p>	<p>12月20日 可 決</p>

		<p>指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>1 指定管理者を指定する公の施設 清瀬市野塩多世代交流施設</p> <p>2 指定する指定管理者の名称 むらさき会（清瀬市野塩）</p> <p>3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで</p> <p style="text-align: right;">福祉総務課所管</p>	
議案 第88号	清瀬市コミュニティプラザ等の公の施設の指定管理者の指定について	<p>清瀬市コミュニティプラザ、各地域市民センター及び松山・竹丘集会所等の設置目的をより効果的に達成するため、民間事業者を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>1 指定管理者を指定する公の施設 (1) 清瀬市コミュニティプラザ (2) 清瀬市立竹丘地域市民センター (3) 清瀬市立中清戸地域市民センター (4) 清瀬市立中里地域市民センター (5) 清瀬市松山集会所 (6) 清瀬市竹丘集会所 (7) 清瀬市生涯学習センター</p> <p>2 指定する指定管理者の名称 アクティオ株式会社（東京都目黒区）</p> <p>3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで (清瀬市生涯学習センターは令和8年3月31日まで)</p> <p style="text-align: right;">生涯学習スポーツ課所管</p>	12月20日 可決
議案 第89号	清瀬市立学童クラブの指定管理者の指定について	<p>市立学童クラブの設置目的をより効果的に達成するため、民間事業者を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>1 指定管理者を指定する市立学童クラブ</p>	12月20日 可決

		<p>(1) 清瀬市立竹丘第1学童クラブ (2) 清瀬市立竹丘第2学童クラブ (3) 清瀬市立芝山小第1学童クラブ (4) 清瀬市立芝山小第2学童クラブ (5) 清瀬市立三小第1学童クラブ (6) 清瀬市立三小第2学童クラブ</p> <p>2 指定する指定管理者の名称 株式会社^{あしたば}明日葉（東京都港区）</p> <p>3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで</p> <p style="text-align: right;">生涯学習スポーツ課所管</p>	
議案 第90号	清瀬市立清瀬内山運動公園等の公 の施設の指定管理者の指定につい て	<p>清瀬市立清瀬内山運動公園等の施設の設置目的をより効 果的に達成するため、民間事業者を指定管理者に指定して 施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、 指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>1 指定管理者を指定する公の施設</p> <p>(1) 清瀬市立下宿地域市民センター（清瀬市立市民体育 館含む。） (2) 清瀬市立下宿運動公園（市民プール含む。） (3) 清瀬市立清瀬内山運動公園（野球場、サッカーコー ト及びテニスコート） (4) 清瀬市立下宿第二運動公園（野球場） (5) 清瀬市立中央公園（テニスコート） (6) 清瀬市立下清戸運動公園（テニスコート）</p> <p>2 指定する指定管理者の名称 SOLTILO株式会社（大阪府吹田市）</p> <p>3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで</p> <p style="text-align: right;">生涯学習スポーツ課所管</p>	12月20日 可決
議案 第91号	令和4年度清瀬市一般会計補正予 算（第9号）	<p>市職員の給与改定に伴い、人件費の調整を必要とするた め、補正予算を編成するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 予算総額</p> <p>(1) 現予算総額 357億3,903万1千円</p>	12月20日 可決

		<p>(2) 補正予算額 493 万 7 千円</p> <p>(3) 補正後予算総額 357 億 4,396 万 8 千円</p> <p>2 補正予算歳入額 493 万 7 千円</p> <p>(1) 財政調整基金繰入金 493 万 7 千円</p> <p>3 補正予算歳出額 493 万 7 千円</p> <p>4 補正予算歳出内訳</p> <p>(1) 議会費 203 万 7 千円 (議員期末手当支給率改定に伴う増額及び職員人件費)</p> <p>(2) 総務費 60 万円 (市民センター費及び監査委員費の職員人件費)</p> <p>(3) 民生費 105 万円 (国民年金費の職員人件費及び介護保険特別会計繰入金)</p> <p>(4) 衛生費 90 万円 (保健衛生総務費及び公害対策費の職員人件費)</p> <p>(5) 商工費 35 万円 (商工総務費の職員人件費)</p> <p style="text-align: right;">財政課所管</p>	
議案 第 92 号	令和 4 年度清瀬市下水道事業会計 補正予算 (第 2 号)	<p>市職員の給与改定に伴い、人件費の調整を必要とするため、補正予算を編成するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 下水道事業費用の予算総額</p> <p>(1) 現予算総額 10 億 9,772 万 8 千円</p> <p>(2) 補正予算額 50 万円</p> <p>(3) 補正後予算総額 10 億 9,822 万 8 千円</p> <p>2 歳出 50 万円</p> <p>歳出内訳</p> <p>(1) 下水道事業費用 50 万円</p> <p style="padding-left: 20px;">営業費用 50 万円</p>	1 2 月 2 0 日 可 決

		下水道課所管	
議 案 第 93 号	令和4年度清瀬市介護保険特別会計補正予算(第2号)	<p>市職員の給与改定に伴い、人件費の調整を必要とするため、補正予算を編成するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 予算総額</p> <p>(1) 現予算総額 76億3,858万7千円</p> <p>(2) 補正予算額 80万円</p> <p>(3) 補正後予算総額 76億3,938万7千円</p> <p>2 補正予算歳入額 80万円</p> <p>(1) 地域支援事業繰入金 80万円 (包括支援事業・任意事業)</p> <p>3 補正予算歳出額 80万円</p> <p>4 補正予算歳出内訳</p> <p>(1) 地域支援事業費 80万円 (包括支援事業・任意事業費の職員人件費)</p> <p style="text-align: right;">介護保険課所管</p>	12月20日 可 決
議 案 第 94 号	清瀬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	<p>去る10月12日、東京都人事委員会は東京都職員の給与等に関する勧告を東京都知事にしました。</p> <p>市は、この勧告に準拠し、市職員の給料表及び勤勉手当を改定するため、一部改正をするものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 行政職給料表の改定</p> <p>公民格差の解消を図りつつ、人材確保の観点から初任層に重点を置き、若年層(受給する対象号給により差異があり、おおよそ35歳までの職員が対象)の給料月額を引き上げる行政職給料表の改定をするものです。</p> <p>平均改定率は、0.13%増額の改定になります。</p> <p>2 勤勉手当の支給率の改定</p> <p>市正規職員の勤勉手当の率を0.10月引き上げ、期末勤勉手当の支給率を年「4.45月」から「4.55月」に改定する一部改正をするものです。</p>	12月20日 可 決

		<p>また、この改定に伴い、再任用職員及び再任用管理職の勤勉手当の率を0.05月引き上げ、期末勤勉手当の支給率を年「2.35月」から「2.40月」とする一部改正を併せてするものです。</p>	
			職員課所管